

2020年度 (一財)岐阜県サッカー協会《(公財)日本サッカー協会》登録について

KICKOFF システムへのログイン URL ⇒
<https://jfaid.jfa.jp/uniid-server/login>

2015 年度からの新 KICKOFF システム導入に伴い、サッカーチームの登録ご担当者には継続チーム登録申請を行う前に、下記①～③のお手続きをお願いしております。なお、2019 年度の登録時にすでに手続きがお済みの場合は、必要ありません。

- ① JFA IDの取得 チーム登録責任者・チーム登録責任者代理・監督、コーチ、所属審判員
- ② 保有資格の紐づけ 監督、コーチ、所属審判員でJFA公認資格をお持ちの方
- ③ チーム情報の紐づけ チーム登録責任者のみ

【2019⇒2020年度切り替えにあたっての重要事項】

▶ チーム登録責任者代理の複数登録をお願いいたします。

チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動等で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースが非常に多く報告されています。

そこで、不測の事態に備え、登録担当者を常に複数名体制(主担当1名+副担当1～2名)にされておくようお願いいたします(登録責任者と、代理の方が手続できる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。)

▶ チーム連絡先登録時の注意点

チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。これらを省略して入力されますと、JFA、県協会など関係機関より書類など届かない場合がありますので、マンション・アパート・ビル名、団体名(会社名・学校名等)、部屋番号も きちんと入力してください。

▶ チームへの注意事項

2月12日(水)から2月29日(土)は、2019/2020年度の登録処理重複期間となります。この期間中、2020年度の登録申請を作成し申請を実行すると、2019年度の申請は一切できなくなります。よって、2019年度の大会出場が全て終わり、2019年度の申請手続をする必要がなくなってから、2020年度の申請を実施してください。

岐阜県サッカー協会ではサッカーのチーム選手の登録料の支払において、2019 年度より「収納代行システム」を利用しています。よって、JFA 発行『重要 KICKOFF システム利用手引き』チーム・選手の登録について(2019 年 1 月発行版)P.38～48 の「お支払い手続き」等の説明を参照し、支払い方法に従い手続き(振込み)をお願いいたします。

【当初登録】 * 年度当初に1回だけ行う登録

(継続登録申請) 前年度に登録があるチームが引き続き登録する申請

- 登録の流れ

- ① KICKOFF システムにログイン (<https://jfaid.jfa.jp/uniid-server/login>) し Web 登録 をする (各チーム)
* 事前に JFAID 取得、保有資格・チーム情報の紐づけが必要です。
 - ② 地区協会または種別による 1 次承認。(登録責任者の複数名登録を確認願います)
 - ③ 県協会による承認。
 - ④ 県協会 (JFA) 承認後、各チームは支払い手続きをおこない、登録料を振り込む。
* 収納代行については JFA、県協会登録費のみ。(一部例外有り)
* 各地区協会 (種別) 登録費がある場合は、地区 (種別) 担当者へ振り込む。

(新規登録申請) 前年度に登録がないチームが登録する申請

前年度に登録がないチームが登録するときは所属する地区協会または種別の承認が必要です。承認を得ず、Web 登録をしないで下さい。
所属する地区協会または種別への連絡先は県協会(下記参照)までお問合わせください。
登録の流れは継続登録申請の②以降と同様です。

【追加登録】 *当初登録後はすべて追加登録です。

◎追加登録の登録料も収納代行システムを利用します。

追加登録の2019年度内期限は2月末日登録分までとさせていただきます。収納代行による支払いは3月13日（金）までをお願いします。

3月以降の追加登録は受け付けませんのでご注意ください。3月以降は新年度（2020）登録してください。

【監督登録について】

1. 2005年度から登録チームの指導者ライセンス義務化について（4種＝少年のみ）

2005年度加盟登録より、4種チームは監督またはコーチのいずれかが公益財団法人日本サッカー協会が認定するS、A、B、CまたはD級指導者の資格を有していることが義務づけられています。

2. 2005年度から有資格者指導者の監督登録料が免除されました

（1）JFA公認指導者登録が完了している方が監督として登録される場合は監督登録料（2,000円）が免除になります。

（2）監督が指導者資格を持っていないチームは、これまでどおり監督登録料が徴収されます。（4種チームは有資格指導者の登録が義務づけられています）

【注意】Web登録のとき監督が有資格指導者であっても、保有資格の紐づけがされていない場合、有資格指導者とみなされず監督登録料が免除されないことがあります。必ず保有資格の紐づけをしてください。

3. 年度途中で何度交代しても監督登録料は徴収されません（2007年度から実施）

監督登録料免除対象者から、免除対象でない監督に交代した場合も徴収しない。

【その他の注意事項】

1. ユニフォーム規程について

ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に県協会に申請し日本協会の承認を得る必要があります。

なお、ユニフォーム規程の改正が2019年9月11日に施行されています。最新の規定に基づいてください。

申請には所定の申請料が必要です。詳しくは県協会へお問い合わせください。

* 詳しくは <http://www.jfa.jp/> ホーム > ドキュメント > 規約・規程「ユニフォーム規程（2019/7/11改正【2019/9/1施行】）」参照

2. 選手番号は永久番号です

Web登録で利用する、1996年度以降に各選手に付けられた選手登録番号（10桁の番号）は、その選手がチーム移籍、進学により種別が変わった場合でも永久に変わりません。また、数年間登録をしないで再び登録をする場合でも同様に変わりません。

〒500-8357 岐阜市六条大溝3-8-13
TEL 058-272-4343 /FAX 058-272-3181

一般財団法人 岐阜県サッカー協会
メール gifukenfa2003@mocha.ocn.ne.jp